

●香川県告示第475号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年11月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
平成22年10月1日	川重坂出診療所	坂出市川崎町1番地
平成22年10月1日	医療法人社団Happy & Smile ソフィア歯科クリニック	坂出市京町1丁目6番26号
平成22年10月1日	医療法人社団 はまだ歯科・矯正クリニック	三豊市豊中町比地大2624番地6
平成22年10月1日	スター薬局 高瀬店	三豊市高瀬町下勝間2011番地2
平成22年10月26日	みやしたファミリークリニック	三豊市高瀬町下勝間2013番地2
平成22年11月1日	平井クリニック	小豆郡土庄町字半ノ池甲1360番地105